

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011

『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー 2-3 2: 情報-犯罪者に関する秘密の保持義務

翻訳 宇治雅代

W は、銃で 5 人殺害し、2 人に傷を負わせ、司法精神病院 (secure hospital) に期限を設けない形で拘留された。W は市民の安全を脅かす可能性があると考えられた。拘留されて 10 年経た後、W は退院、もしくは退院することを最終目的として、まずは地域の医療収容施設 (regional secure unit) に転院されるように、精神疾患の再調査について裁判を申し立てた。

病院の担当医官は、W は薬物で治療する統合失調症に罹患していると診断し、彼の申し立てを支持したが、それは国務大臣 (Secretary of State) から反対された。W の事務弁護士は、顧問精神科医師の E 氏に、W の医学的な状態について検討して報告するように指示した。彼らの意図は、W 氏の裁判の申し立てを支持するためにその報告書を使用することであった。

E 医師は、W の転院に強く反対し、さらなる検査と治療を勧告した。彼は W が長期にわたり小火器と爆発物に興味を抱いていることに注目した。E 医師は、自分の報告書が裁判で提出されると考えて W の弁護士に報告書を送付したが、W はその報告書の内容から考えて事務弁護士を通して裁判の申請を取り下げた。

E 医師が、W の裁判の申し立てが取り消され、裁判所も W の施設も自分の報告書を受け取っていないことを知った時、彼は自分の病院の責任者と連絡をとった。その責任者は、W の事例について E 医師と話し合い、W の今後の治療のために W の病院は報告書を受け取るべきであるということに同意した。E 医師の働きかけで、W の病院は国務大臣 (Secretary of State) に報告書のコピーを送り、今度は国務大臣が、本件を裁判所に付託したときに、検討資料としてその報告書を裁判所に転送した。

E 医師は、自分の報告書を国務大臣に送付すべきであったか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES この事例において、W によって実行された殺人の数と性質とは、市民に、安全に関する重大な懸念を生じさせる。W の治療と管理に責任ある当局には、たとえそれが W の秘密保持の権利に反していたとしても、W の状態に関する十分で詳細な情報が与えられなければならない。

NO W は秘密保持の権利を持つ。これは単に彼の権利ではなく、この権利を行使することは、広い意味での公共の利益となる。さもなければ、精神疾患の人は医療者とは協力できなくなる。

このケースについてのノート

判決

この事案は、控訴院の民事部(Civil Division) で審理された。E 医師が W に関する秘密を保持することによる公的な利益とそれとは相反する報告書の開示による公的な利益とを秤にかけた結果、裁判所は「報告書の開示に賛成する」という判断を支持した。W による殺人の数と性質は、転院判決に至る判断が直接あるいは間接的であったとしても、W を管理監督する当局が十分な情報に基づいてそのような殺人が起こる危険性が容認できるほどに小さいと判断できない限り、そのような判決はなされるべきではない。

したがって、結局は、E 医師は W の状態に関して多くの情報をもっていたため、W の将来に関する決定をなす上で責任のある当局へその情報を伝達したことは正当化された。そのような情報を隠蔽していれば、国務大臣や病院が、公的な安全についての問題に関連する詳細な情報を得る機会を奪っていたかもしれない。

ディスカッション 犯罪者の医学的な個人情報の保持

医学的な情報の秘密保持は、守られるべき必須の権利でもあり、医療スタッフはこれを尊重するよう義務付けられている。この義務は、“生命倫理及び人権に関する世界宣言(Universal Declaration on Bioethics and Human Rights)” の第 9 条の中に表明されている。

当事者のプライバシーと個人情報の秘密保持は尊重されるべきである。最大限可能な限り、そういった情報は、国際法、特に国際人権法に整合して収集され、同意が得られた目的以外には用いられたり開示されたりすべきではない。

秘密保持は、医師と患者の間の信頼関係を構築するだけでなく、治療的な効果を強化するものである。しかしながら、この義務は絶対的なものではなく、時として、公衆、たとえばそれがたった一人の人を指す場合にも、この義務は取り下げられる。

危険にさらす可能性がある人々から市民を守るべきかどうかを決める際には、脅威の深刻さと切迫性を考慮しなければならない。これらの要素が、情報を開示することが倫理的であるかどうかを決定づける。

罪を犯した人の拘留期間に様々な出来事があったかもしれない。怒りのマネージメント、性的な問題への対処、彼らの犯した罪への正面からの立ち向かい方などの講習に参加したかもしれない。そのような対応の結果、そして相当な時間が経過したため、もう他人に危害を加えないとみなされるかもしれない。そのような変化が生じたにも関わらず拘束しておくことは、生まれながら自由であり尊厳と権利において平等である個人として、犯罪者を尊重しないことになるであろう。

さらに、加害者の再犯の可能性について判断を下すことは大変難しい。市民もまた、自分たちの生命と自由が脅かされないという権利をも含む諸権利を有する。従って、加害者の再犯の可能性の判断過程は、徹底的で包括的でなければならない。どのような関連事項においても、専門家の見解を得る場合に、入手可能な情報を隠すことは、評価プロセスが徹底的かという点で信憑性を落としてしまう。そのような隠蔽は、非倫理的であり、今度は保護されるべき公衆の利益を損なうことになる。

我々は、そのような決定とその倫理的な意味合い (implications) は、異なる見解を持つ多方面の人々によって構成される委員会において検討されるべきであると提案したい。